

第15号様式（第37条関係）※500t以上1,000t未満の様式

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 4月 28日

甲府市長

樋口 雄一 殿

提出者

住所 山梨県甲府市上今井町221番1号

氏名 有限会社 甲府骨材センター

代表取締役 高木 新

電話番号 055-244-0500

山梨県生活環境の保全に関する条例第62条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社 甲府骨材センター
事業場の所在地	山梨県甲府市上今井町221番1号
計画期間	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	窯業・土石製品製造業【E21】
② 事業の規模	2022年度 年商 65,000（万円）
③ 従業員数	28名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラ陶【1300】	
	排出量	737.460 t	— t
	(これまでに実施した取組) 受注時における出荷量の確認 残コンの減量化 分別処理による廃棄物の削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラ陶【1300】	
	排出量	1000 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組の継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラ陶【1300】	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	500 t	— t
	(これまでに実施した取組) 再生路盤材として再利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラ陶【1300】	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	500 t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラ陶【1300】	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 現状の取組の継続			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラ陶【1300】	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラ陶【1300】	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラ陶【1300】	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラ陶【1300】	
	全処理委託量	2237.460 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	737.460 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	1500 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の処理許可を受けていること 当社の処理委託に対して、十分な処理能力があること 産業廃棄物処理業者と受委託契約を締結 マニフェスト伝票を照合して、適切に処理が行われるか確認 産業廃棄物処理業者の追加 分別処理による廃棄物の削減		

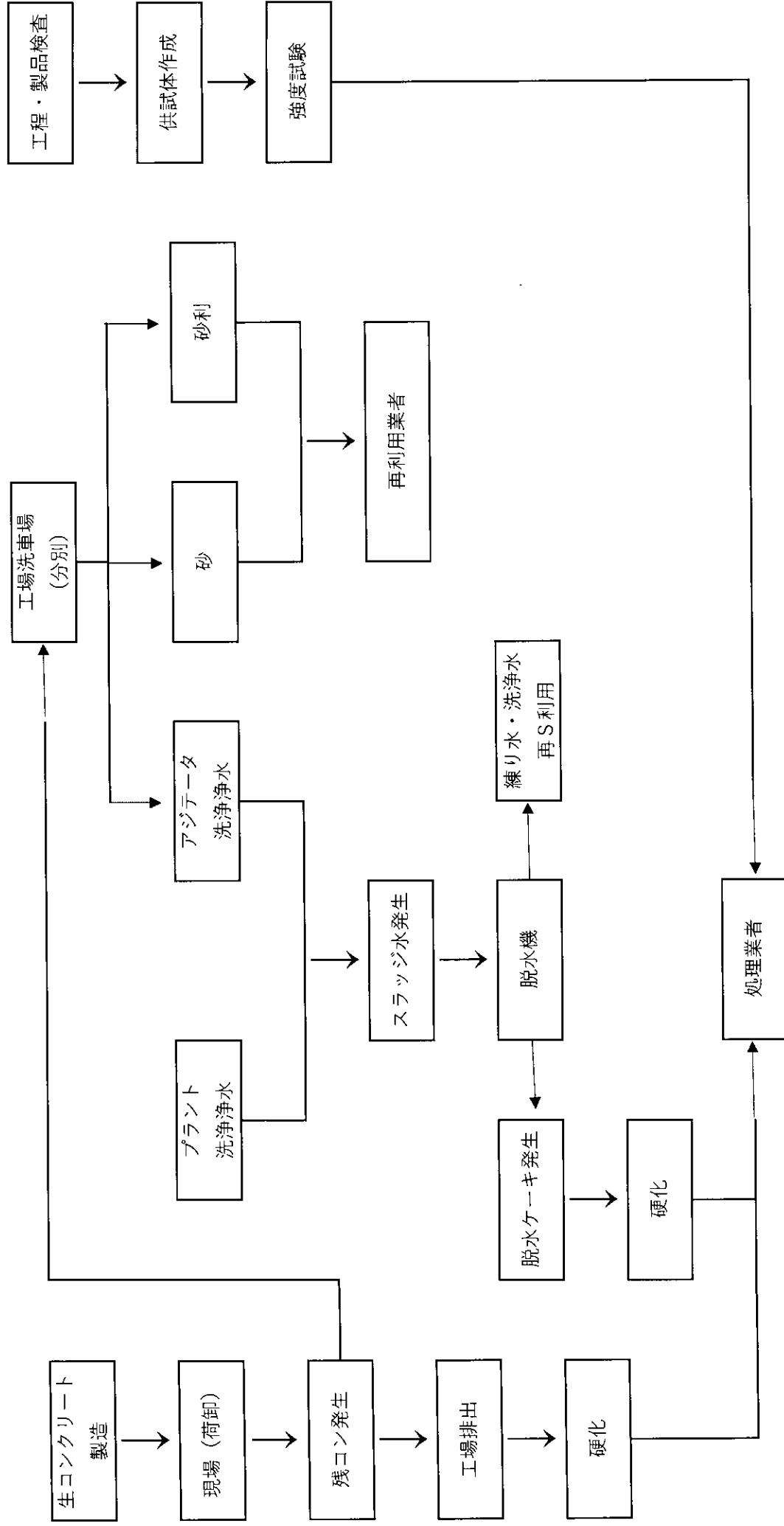
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	ガラ陶【1300】		
	全処理委託量	2500	t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	1000	t	— t
	再生利用業者への処理委託量	1500	t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	t	— t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組の継続 納入業者に残コンの低減依頼 (受注時における出荷数量)			
※事務処理欄				

(第6面)

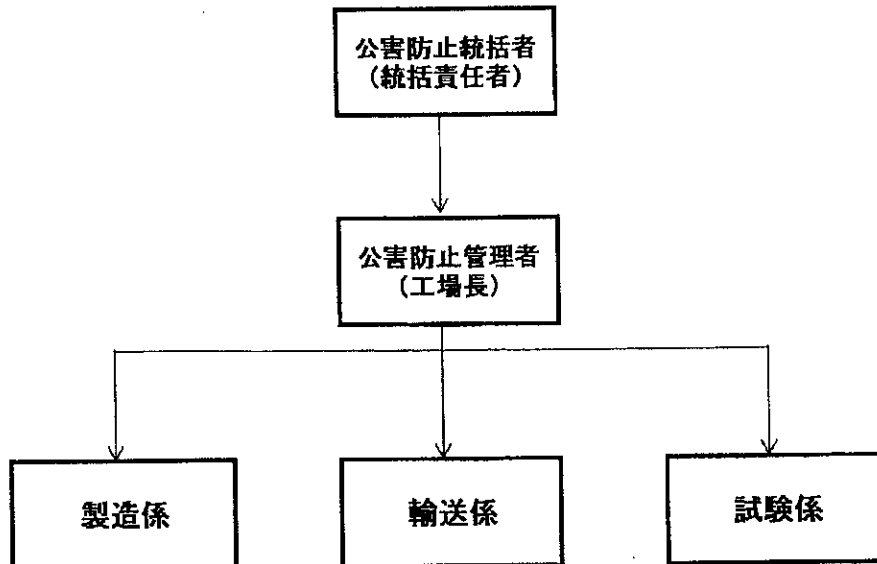
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【一連の処理の工程】



【管理体制図】



産業廃棄物

- a) 骨材回収装置から回収された細骨材と粗骨材及びコンクリートブロック、脱水ケーキは、再資源化材料として販売する。万一発生した場合は速やかに有資格業者と契約を結び処理を委託する。
- b) マニフェストの管理
マニフェストは、廃棄が正規に行われた記録であるので大事に取り扱い、最終処分又は中間処分が確実に行われた記録として公害防止管理者が保管する。
マニフェストは、A・B₂・D・E票について保管管理する。
- c) 廃棄物をできるだけ削減するために、適正な配車業務を行うと共に脱水ケーキの無害化活用などの新技術の導入及び研究を企画推進する。